

【寄稿】「北方領土」問題の解決に向けて「緑の視点」を-アイヌ民族の権利確立を求める

2017年1月26日

笠原一浩（弁護士・緑の党グリーンズジャパン元運営委員）

12月15・16日、日ロ首脳会談が行われました。この会談がロシアに利益をもたらしたことは疑いありません。一方、この会談がロシア以外の人々に何をもたらしたのかは、少なくとも現時点では不透明です。

ここで、今回も進展のなかった「北方領土」問題を検討するにあたって、忘れてはならない視点があります。

まず、シリアのアレッポでは、ロシア軍によって罪なき人々が虐殺されました。シリアでは500万人が難民に、660万人が国内避難民になり、2200万人の人口の半分が故郷を追われています。こうした残虐行為の最中に、その責任者を歓迎し、談笑しながら決められた「経済協力」とは、他国民の犠牲の下に利益を得ることだと言っても過言ではありません。

また、日本も少数民族の権利を踏みにじっていることを忘れてはなりません。もともと「北方領土」とされる地域はアイヌの土地でした。ロシアの領有に歴史的正当性がないのは言うまでもありませんが、アイヌ民族の権利を度外視して「日本固有の領土」と主張しても、大きな国際的支持を得ることはできません。例えば択捉島には314のアイヌ語地名が記されています。四島の島名もすべてアイヌ語であり、古来、アイヌ民族が住んでいた地域です。

そして、とりわけ明治時代、日本はアイヌ民族の権利を徹底的に踏みにじっていきました。たとえば1884年には、日本は北千島の住民を色丹に強制移住させ、その結果、多くの人々が生きる糧を失い、病に苦しみ、命を落としてしまいました。北海道開拓の過程では、多くのアイヌの人々が生活基盤を奪われ、また学校教育などを通じて言語や文化も奪われていきました。

2012年、国連の社会権規約委員会は日本政府に対し、次の勧告を行っています。「30. 委員会は、アイヌ民族が先住民族として認められ、かつその他の進展が達成されたにも関わらず、経済的、社会的および文化的権利の享受に関してアイヌ民族が不利な立場に置かれたままであることを依然として懸念する。委員会は、アイヌ語が消滅の危機にあることをとりわけ懸念する。」（第15条、第2条第2項）

日本政府は速やかに、この委員会の勧告を受け入れ、アイヌ民族の歴史的権利を確立し、自己決定権、言語権、自然資源利用権など、アイヌ民族が本来もっていたすべての権利を保障すべきです。それとともに、「北方領土」に関する交渉においても、アイヌ民族の代表を交渉当事者として加え、その意見を踏まえた合意を模索する必要があります。

「北方領土」が返還された場合も、そこに住むロシア人を追い出すわけにはいきません。ましてや、古来から住んできたアイヌ民族の権利は、より一層保障される必要があります。美しい北の島々を、民族共生のモデルに。私たち緑の党グリーンズジャパンは、「北方領土」問題の解決にあたって、アイヌ民族の権利実現を強く求めるという観点を忘れてはなりません。